

重 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第165回、第168回国会 総理大臣所信表明演説

第166回、第169回国会 総理大臣施政方針演説

第166回、第169回国会 財務大臣財政演説

経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）

経済財政改革の基本方針2007（平成19年6月19日閣議決定）

日本経済の進路と戦略（平成19年1月25日閣議決定、平成20年1月18日閣議決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成19年度の事務運営の報告

施 策 総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成19年度実施計画]

世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定を実現し、さらに、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決に向けて、我が国は、サミット、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）等の国際会議に積極的に参画し、また、各国の財務金融当局等との政策対話を積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であり、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）等においても、主体的な役割を果たしていきます。

[事務運営の報告]

G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成19年度は、平成19年4月、10月（いずれもアメリカ・ワシントンD.C.開催）及び平成20年2月（東京開催）と、合計3回のG7が開催されました。

世界経済及び国際金融市场の混乱、国際金融機関の改革、開発・貧困削減、気候変動、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等の諸問題について活発な議論を

行うとともに、アウトリーチ会合において、中国、サウジ・アラビア等の新興市場国等との積極的な意見交換を行いました。

イ 世界経済及び国際金融市场の混乱

平成20年2月のG7では、世界経済については、世界はよりチャレンジングで不確実な環境に直面しているが、世界経済全体のファンダメンタルズは引き続き堅固であるとの認識で一致しました。一方、世界経済は下方リスクが継続しており、G7各国は、経済動向を注視し、経済の安定と成長のために、個別にあるいは共同して、適切な行動をとっていくとの決意を確認しました。

国際金融市场の混乱については、当面の対応として、適切な価格評価に基づく損失の認識、損失の徹底的かつ即時の開示、必要に応じた資本増強措置が重要であるとの合意がなされました。また、透明性や情報開示の改善につき、まずは市場主導の動きを促すものの、必要に応じて当局が明確なガイダンスを提供すべきであるとの認識で一致しました。我が国からは、バブル崩壊後の経験を紹介しました。

中期的な市場の機能強化については、金融安定化フォーラム（FSF）による中間報告を受け、流動性リスク管理の強化や格付会社の利益相反の問題などが重要であるとの認識で一致しました。また、G7各国は、4月の最終報告を踏まえ迅速に行動するとともに、金融市场の安定を回復するため、さらに必要な行動をとる用意があるとの決意を確認しました。我が国からは、金融市场の国際的な統合が進む中で、FSFの機能を強化していくことの重要性を指摘しました。

□ IMFの改革

国際金融システムの安定に向けた制度強化に向けて、G7はこれまでにも様々な取組を行っており、平成19年度においても、国際金融機関のガバナンスや業務の改善を図る観点から、IMF（国際通貨基金）における総務会決議（平成18年9月）に基づくクオータ（投票権等の基礎となる出資額）配分の見直し、サーベイランス（政策の評価・協議）の強化、新興市場国を対象とした新たな融資制度の創設や歳出歳入構造の見直し等、国際金融機関の改革の具体化に向けた議論に積極的に参画しました。

我が国からは、クオータ配分の見直し、新たな融資制度の創設や歳出歳入構造の見直しについて問題提起を行い、議論に積極的に参画しました。このような我が国のインシアティブもあり、平成20年3月に開催されたIMF理事会において、各国の世界経済における相対的地位を出資額に反映させるクオータ改革が合意され、ガバナンス改革に向けて重要な一步を踏み出しました。

八 開発・貧困削減

開発・貧困削減は、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDGs）達成に向けて、途上国における民間部門主導の成長促進が必要です。平成20年2月のG7では、特にアフリカ諸国による投資環境の改善、民間企業の育成、金融システムの強化、信頼性の高いインフラの整備への取組を引き続き支援することが重要との認識で一致しました。

また、新興ドナー国が、深刻な債務問題を抱える国々に対して、非譲許的な条件で新規貸付を行っている現状を踏まえ、新興ドナー国に債務持続性分析に基づいた「責任ある貸付」の実施を求めていくことや民間企業が重債務貧困国の債権を安価で買い取り、訴訟を通じて回収する動きへの対策について議論しました。

二 気候変動

気候変動は、途上国の成長及び経済発展を支援しながら気候変動の問題に取り組むための統一行動の重要性や、温室効果ガス排出削減に向けて国際金融機関及び民間セクターが果たす重要な役割を強化すべきこと等を確認しました。

平成20年2月のG7では、世銀及びその他と協力して、気候変動に対処するための戦略的な国際的投資枠組みを創設するとの日本、英国、米国によるイニシアティブについて議論しました。

ホ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

累次にわたる大量破壊兵器の拡散防止に関する国際連合安全保障理事会決議（第1540号：対非国家主体、第1718号：対北朝鮮、第1737号及び第1747号：対iran）の採択を受け、平成19年4月のG7では、各国に対して、これらの決議を実効的かつ迅速に履行することを要請しました。

また、平成19年10月のG7では、資金洗浄、テロ資金供与及びその他の不法資金供与と闘うことを決定するとともに、FATF（Financial Action Task Force：金融活動業部会）に対し、資金洗浄及びテロ資金対策に関する国際基準を受け入れていない国・地域への対応を強く要請しました。

ヘ 新興市場国等とのアウトリーチ会合

平成19年4月のG7では、中国、ロシア、サウジ・アラビアの財務大臣等との会合（議題は「石油輸出国からの資金フロー」）、同年10月のG7では、中国、韓国、クウェート、ノルウェー、ロシア、サウジ・アラビア、シンガポール及びアラブ首長国連邦の財務大臣等との会合（議題は「ソブリン・ウェルス・ファンド」）、平成20年2月のG7では、中国、インドネシア、韓国の財務大臣等との会合（議題は「アジア新興市場国の経済情勢及びマクロ経済政策運営」）が開催され、活発な意見交換が行われました。

サミットへの参画を通じた取組

平成19年6月のサミット首脳会合（ドイツ・ハイリゲンダム開催）の準備会合として、5月のサミット財務大臣会合（ドイツ・ポツダム開催）では、世界経済、ヘッジ・ファンド、開発・貧困削減、気候変動、資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策等について議論を行いました。

また、カメルーン、ガーナ、モザンビーク、ナイジェリア及び南アフリカ共和国等とのアウトリーチ会合が開催され、アフリカにおける良き財政ガバナンスや貿易のための

援助について意見交換を行いました。

イ 世界経済

世界経済は、その成長は引き続き堅調であり、地域的にもG8各国内においてもより均衡のとれたものになっている一方、エネルギー価格などの下方リスクが依然存在しているとの認識を共有するとともに、持続的で均衡のとれた成長を促す適切な政策を引き続き追求し、世界的な不均衡の秩序だった調整を支援することを確認しました。

ロ ヘッジ・ファンド

ヘッジ・ファンドは、金融システムの効率性に大きく貢献している反面、潜在的なリスクが複雑化し、大きな問題を引き起こす可能性があるとの共通の問題意識に基づいて議論が行われました。各国間で意見の相違が見られましたが、最終的には、取引金融機関（カウンターパーティー）によるリスク管理の強化や、業界団体による実務慣行の見直しを通じて、問題を未然に防止するとの方向で一致しました。

ハ 開発・貧困削減

開発・貧困削減は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成におけるアフリカの財政の良好なガバナンスの重要性を議論しました。効率的・効果的な税制と税務行政、公共支出管理、債務管理等の財政分野の良好なガバナンスが、アフリカの開発支援において重要な役割を果たすことを確認、「アフリカの良き財政ガバナンスに関するG8アクション・プラン」を策定するとともに、紛争後の国や脆弱国家において、公共財政管理の効果や効率性を向上するための取組を強化していくことを確認しました。

また、途上国の債務持続性の観点から、貸付と借入に関する情報共有を促進すること、新興ドナー国等の「責任ある貸付」を求めていくこと、民間企業が安価で購入した重債務貧困国の債権を訴訟により回収する動きへの対策等について議論しました。

二 気候変動

気候変動は、その問題の対応のためには、エネルギー効率化や再生可能エネルギー等の先進エネルギー技術を含めたエネルギーの多様化の促進が重要であることや、全ての国々が気候変動の緩和と必要な適応の促進の追求が重要であることを確認しました。

ホ 資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止策

資金洗浄、テロ資金供与及び他の不法資金供与と闘うことを決定するとともに、FATF（Financial Action Task Force：金融活動作業部会）に対し、資金洗浄及びテロ資金対策に関する国際基準を受け入れていない国・地域への対応を強く要請しました。

また、累次にわたる大量破壊兵器拡散防止に関する国際連合安全保障理事会決議（第1540号：対非国家主体、第1718号：対北朝鮮、第1737号及び第1747号：対イラン）の

採決を受けて、これらの決議を実効的かつ迅速に履行することへのコミットメントを表明するとともに、この目的の達成のため、FATFに対し、大量破壊兵器の拡散行為への資金供与に関するリスクへの対応のための取組を要請しました。

A S E A N + 3、A P E C、日中韓の枠組みへの参画等を通じた取組

イ A S E A N + 3 財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成19年5月の第10回A S E A N + 3 財務大臣会議（京都開催）では、二国間通貨スワップ取極（B S A）等のネットワークを構築する「チェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative: C M I）」の発動の迅速化・円滑化を図る観点から、「C M Iのマルチ化」の形態について、一本の契約の下、各国が自ら運用する形で外貨準備をプールすることが適当であると原則一致しました。

これを受け、「C M Iのマルチ化に関する作業部会（タスク・フォース）」では、サーバイランス、外貨準備としての適格性、資金コミットの規模、借り入れ限度額、発動メカニズム等のマルチ化に係る主な論点について更なる検討を進めました。

また、債券発行主体や債券の種類の多様化による市場の活性化及び市場インフラの強化を柱とする「アジア債券市場育成イニシアティブ（Asian Bond Markets Initiative: A B M I）」については、インフラ整備資金の調達に資する新たな債券の開発等について検討を行うことに合意した他、タイ、アジア開発銀行とともに、平成19年11月に、日本の投資家に対して、A B M Iの取組及びアジア債券市場の現状についての理解促進を目的とした「アジア債券投資コンファレンス2007」を開催（東京）し、アジアを中心とした各国の関係当局や民間金融機関等から450名以上が参加する等の成果が得られました。

□ 日中韓3か国の枠組みにおける取組

平成19年5月の第7回日中韓財務大臣会議（京都開催）では、A S E A N + 3における地域金融協力の促進に向けて日中韓の協力関係を更に強化することで一致しました。

ハ A P E Cの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成19年8月の第14回A P E C（アジア太平洋経済協力）財務大臣会議（オーストラリア・クーラム開催）では、「民間資本市場の活性化」、「公的バランスシートの透明性と持続可能性」等に関して議論を行いました。

施 策 総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

[平成19年度実施計画]

国際貿易の秩序ある発展を目指す観点から、関税に関する国際的な取組に積極的に参画します。我が国としては、多角的貿易体制の維持・強化のため、W T O（世界貿易機関）における多角的貿易交渉（ドーハ・ラウンド）に積極的に取り組んでいきます。この取組の中では、平成16年7月に交渉が開始された貿易手続の簡素化等を進める貿易円滑化交渉についても積極的に推進していきます。

更に、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完するものとしてのEPA(経済連携協定)については、昨年3月の「経済連携促進に関する主要閣僚打ち合わせ」における確認事項等を踏まえ、現在交渉中の国・地域との交渉において「モデル協定」を活用する等によりその推進に努めています。今後とも、引き続き、一層の交渉加速化に向け、積極的に取り組んでいきます。

[事務運営の報告]

WTOドーハ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーハ・ラウンド交渉は、平成18年7月以降中断されていましたが、平成19年1月に再開されました。その後の交渉の結果、同年7月には主要交渉分野である農業・NAMA(非農産品市場アクセス)の両交渉議長により議長テキストが提示されました。また、平成20年2月には、議長テキストに基づいた集中的な議論を踏まえ改訂議長テキストが提示されました。更に、貿易円滑化、貿易ルールについても、貿易自由化を通じた経済の活性化にとって重要な意義を持つとの考えに基づき、交渉が行われました。財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ参画しました。

EPAへの参画を通じた取組

EPAについては、平成19年9月、チリとの間のEPA及びシンガポールとの間のEPA改正議定書がそれぞれ発効し、11月にはタイとの間のEPAが発効しました。財務省・税関はEPA発効後の円滑な協定運用に重要な役割を担っており、協定に基づく関税率、原産地規則等の適正かつ迅速な適用に努めました。

また、交渉中のEPAについて、財務省としては、政府の基本方針を踏まえ、税関政策・税関行政を所管する立場から、特に物品の貿易、原産地規則、貿易円滑化に向けた税関協力といった分野を中心に交渉に積極的に関与しました。平成18年6月に交渉を開始したブルネイとの間では平成19年6月に協定の署名に至り、平成17年7月に交渉を開始したインドネシアとの間では平成19年8月に協定の署名に至っています。(日ブルネイ及び日インドネシア経済連携協定は、平成20年5月に国会で承認されました。)また、平成17年4月に交渉を開始したASEAN(東南アジア諸国連合)全体との間では平成19年11月に交渉が妥結しました。(平成20年4月に署名が完了しました。)更に、インド、豪州等6か国・地域との交渉に積極的に取り組みました。

5. 平成18年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、サミット、G7等への積極的貢献を通じ、世界経済、国際金融改革の安定化に向けた制度強化、資金洗浄・テロ資金対策等、開発・貧困削減、地域金融協力等の諸問題に取り組みました。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう努めました。

世界経済の持続的な成長を支援し、世界経済を巡るリスク要因に適切に対処するため、G7各国等と、世界経済が直面する課題について議論しました。国際金融市場の混乱については、金融の安定性を強化し、金融市場の混乱の影響を限定するよう努力するとともに、混乱の要因に対処するよう、G7各国等と共に取り組みました。

国際金融システムの安定に向けた制度強化については、IMFにおいて、総務会決議（平成18年9月）に基づくクォータ配分の見直し、サーベイランスの強化、新興市場国を対象とした新たな融資制度の創設や歳出歳入構造の見直し等に積極的に参画しました。

テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進めている一方、テロリスト等が取組の脆弱な分野を悪用する可能性があることが指摘されており、G7の協調等を通じた国際的な対策を積極的に講じました。

開発・貧困削減については、新興ドナーが深刻な債務問題を抱える国に対し、債務持続性分析に沿った責任ある貸付を行うことや、貸付に関するドナー間の情報を共有することを主張しました。

地域金融協力については、ASEAN+3プロセスにおいて、その進展に向けた議論に積極的に貢献しました。CMIについては、二国間通貨スワップ取極（BSA）等のネットワークを拡大しました。また、平成19年5月のASEAN+3財務大臣会議での合意を受けて、CMIのマルチ化に関する主な論点についての検討を進めました。ABMIについては、インフラ整備資金の調達に資する新たな債券の開発等に向けた議論を行うとともに、日本の投資家に対する債券市場の現状等への理解促進を目的としたコンファレンスを開催しました。

（2）関税に関する国際的な取組

WTOドーハ・ラウンド交渉については、関税政策等を所管する立場から、農業、非農産品にかかる関税削減等の貿易自由化のみならず、貿易ルールや貿易円滑化の分野を含め、全体としてバランスの取れた成果が得られるよう、関係省庁と連携し、交渉の早期妥結を目指して取り組みました。

更に、EPAについては、財務省を含め政府一体となって取り組んでいるところですが、「経済財政改革の基本方針2007」等に基づき、経済連携の推進に取り組みました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

（1）最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

| | 実質GDP成長率（%） | | | | | 消費者物価上昇率（%） | | | | |
|------|-------------|------|------|------|------|-------------|------|------|------|------|
| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
| 世界 | 3.6 | 4.9 | 4.4 | 5.0 | 4.9 | 3.8 | 3.6 | 3.7 | 3.7 | 4.0 |
| 日本 | 1.4 | 2.7 | 1.9 | 2.4 | 2.1 | 0.3 | 0.0 | -0.3 | 0.3 | 0.0 |
| 米国 | 2.5 | 3.6 | 3.1 | 2.9 | 2.2 | 2.3 | 2.7 | 3.4 | 3.2 | 2.9 |
| ドイツ | -0.3 | 1.1 | 0.8 | 2.9 | 2.5 | 1.0 | 1.8 | 1.9 | 1.8 | 2.3 |
| フランス | 1.1 | 2.5 | 1.7 | 2.0 | 1.9 | 2.2 | 2.3 | 1.9 | 1.9 | 1.6 |
| 英国 | 2.8 | 3.3 | 1.8 | 2.9 | 3.1 | 1.4 | 1.3 | 2.0 | 2.3 | 2.3 |

5 「政策の目標」ごとの実績評価書〔総合目標5〕

| | | | | | | | | | | |
|------------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| ユーロ圏 | 1.5 | 2.7 | 2.1 | 3.3 | 3.1 | 2.2 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 2.5 |
| アジアN I E S | 3.2 | 5.9 | 4.8 | 5.6 | 5.6 | 1.4 | 2.4 | 2.2 | 1.6 | 2.2 |
| 中国 | 10.0 | 10.1 | 10.4 | 11.1 | 11.4 | 1.2 | 3.9 | 1.8 | 1.5 | 4.8 |
| 途上国アジア | 8.1 | 8.6 | 9.0 | 9.6 | 9.7 | 2.5 | 4.1 | 3.8 | 4.1 | 5.3 |
| 中南米 | 2.1 | 6.2 | 4.6 | 5.5 | 5.6 | 10.6 | 6.6 | 6.3 | 5.3 | 5.4 |
| C I S諸国 | 7.8 | 8.2 | 6.5 | 8.2 | 8.5 | 12.3 | 10.4 | 12.1 | 9.4 | 9.7 |
| アフリカ | 5.3 | 6.5 | 5.7 | 5.9 | 6.2 | 8.6 | 6.3 | 7.1 | 6.4 | 6.3 |

| | 失業率(%) | | | | | 経常収支(10億ドル) | | | | |
|------------|--------|------|------|------|------|-------------|--------|--------|--------|--------|
| | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2003 | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 |
| 世界 | - | - | - | - | - | -62.8 | -10.5 | 0.9 | 81.5 | 167.6 |
| 日本 | 5.3 | 4.7 | 4.4 | 4.1 | 3.9 | 136.2 | 172.1 | 165.7 | 170.4 | 212.8 |
| 米国 | 6.0 | 5.5 | 5.1 | 4.6 | 4.6 | -522.1 | -640.2 | -754.9 | -811.5 | -738.6 |
| ドイツ | 8.8 | 9.2 | 10.6 | 9.8 | 8.4 | 46.3 | 118.0 | 128.4 | 147.1 | 185.0 |
| フランス | 9.0 | 9.3 | 9.3 | 9.2 | 8.3 | 14.7 | 10.6 | -19.6 | -28.2 | -33.4 |
| 英国 | 5.0 | 4.8 | 4.8 | 5.4 | 5.4 | -24.4 | -35.4 | -56.4 | -92.6 | -136.2 |
| ユーロ圏 | - | - | - | - | - | 23.6 | 63.0 | -32.4 | -113.1 | -202.8 |
| アジアN I E S | 4.4 | 4.2 | 4.0 | 3.7 | 3.4 | 79.2 | 80.6 | 73.5 | 82.7 | 102.3 |
| 中国 | - | - | - | - | - | 45.9 | 68.7 | 160.8 | 250.0 | 360.7 |
| 途上国アジア | - | - | - | - | - | 82.6 | 89.1 | 161.4 | 277.5 | 383.5 |
| 中南米 | - | - | - | - | - | 7.7 | 20.8 | 35.0 | 45.4 | 16.4 |
| C I S諸国 | - | - | - | - | - | 36.0 | 63.8 | 88.3 | 97.8 | 76.1 |
| アフリカ | - | - | - | - | - | -3.9 | 2.0 | 15.8 | 29.6 | 1.6 |

(出所) IMF "World Economic Outlook" (2008.4)

(注) アジアN I E S : 香港、韓国、シンガポール、台湾。

(2) 国際機関による経済成長率見通し

国際機関による経済成長率の見通しは以下のとおりです。

参考指標 総5-2：国際機関による世界経済の成長率見通し

(単位：%)

| | I M F (2008年4月) | | O E C D (2007年12月) | | アジア開発銀行 (2008年3月) | | 世界銀行 (2007年12月) | |
|------------|--------------------|-------|-----------------------|-------|----------------------|-------|--------------------|-------|
| | 2008年 | 2009年 | 2008年 | 2009年 | 2008年 | 2009年 | 2008年 | 2009年 |
| 世界経済 | 3.7 | 3.8 | - | - | - | - | 3.3 | 3.6 |
| O E C D諸国 | - | - | 2.3 | 2.4 | - | - | 2.1 | 2.4 |
| アメリカ | 0.5 | 0.6 | 2.0 | 2.2 | - | - | 1.9 | 2.3 |
| 日本 | 1.4 | 1.5 | 1.6 | 1.8 | - | - | 1.8 | 2.1 |
| ユーロ圏 | 1.4 | 1.2 | 1.9 | 2.0 | - | - | 2.1 | 2.4 |
| 途上国アジア | 8.2 | 8.4 | - | - | - | - | - | - |
| 中国 | 9.3 | 9.5 | 10.7 | 10.1 | 10.0 | 9.8 | 10.8 | 10.5 |
| アジアN I E S | 4.0 | 4.4 | - | - | - | - | - | - |
| 東南アジア | - | - | - | - | 5.7 | 6.0 | - | - |
| 中南米 | 4.4 | 3.6 | - | - | - | - | 4.5 | 4.3 |
| C I S諸国 | 7.0 | 6.5 | - | - | - | - | - | - |
| アフリカ | 6.3 | 6.4 | - | - | - | - | - | - |
| サハラ以南 | 6.6 | 6.7 | - | - | - | - | 6.4 | 5.8 |

(出所) I M F “World Economic Outlook” (2008. 4)、O E C D “Economic Outlook No.82”、アジア開発銀行 “Asian Development Outlook 2008”、世界銀行 “Global Economic Prospects 2008”

(注1) アジアN I E S :香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) 東南アジア :カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。

(3) 途上国の貧困削減状況

1日1ドル以下で生活する人口の割合が1990年の31.6%から2004年には19.2%に低下する等、開発途上国全体の貧困削減については改善が見られますが、サブ・サハラ地域では2004年においても41.1%が1日1ドル以下で生活しており、地域的な進ちょく状況は一様ではありません。

このような状況に対処するため、我が国は、国際経済社会における我が国の地位にふさわしい主体的な役割を果たすべく、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

参考指標 総5-3：途上国の貧困削減状況

1日1ドル以下で生活している人口(数)

(単位：百万人)

| | 2000年 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| 東アジア・太平洋 (除中国) | 261 57 | 271 59 | 214 34 | 213 34 | 169 41 |
| 南アジア | 432 | 431 | 437 | 472 | 446 |
| 欧州・中央アジア | 20 | 17 | 10 | 9 | 4 |
| 中東・北アフリカ | 8 | 7 | 5 | 5 | 4 |
| 中南アフリカ | 323 | 313 | 303 | 320 | 298 |
| 中南米 | 56 | 50 | 42 | 49 | 47 |
| 合計 (除中国) | 1,100 (896) | 1,089 (877) | 1,011 (831) | 1,068 (889) | 970 (841) |

(出所)世界銀行“Global Economic Prospects”2004～2008

出生時平均余命

(単位：歳)

| | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | 59 | 58 | 58 | 59 | 59 |
| 中所得国 | 70 | 70 | 69 | 70 | 70 |
| 高所得国 | 78 | 78 | 78 | 79 | 79 |

(出所)世界銀行“World Development Report”2004～2008

成人非識字率

(単位：%)

| | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | 37 | 39 | 36 | 38 | 39 |
| 中所得国 | 17 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 高所得国 | - | - | 9 | - | 1 |

(出所)世界銀行“World Development Report”2004～2008

小児死亡率(1000人当たり)

(単位：人)

| | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 | 2005年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 低所得国 | 121 | 126 | 119 | 122 | 115 |
| 中所得国 | 38 | 38 | 40 | 39 | 37 |
| 高所得国 | 7 | 7 | 7 | 7 | 7 |

(出所)世界銀行“World Development Report”2004～2008

(4) 地球環境問題への対応状況

二酸化炭素等温室効果ガスによる地球温暖化や、フロンガス等によるオゾン層破壊など、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が顕在化しています。財務省では、開発途上国等における環境の保全・改善のため、以下のような多国間・二国間の協力を進めています。

多国間の協力としては、地球環境ファシリティ(GEF)への資金拠出(拠出額はアメリカに次いで第2位)を行っています。GEFは、生物多様性の消失、気候変動、オゾン層破壊、国際水域の水質悪化等の地球環境問題に対処するため、開発途上国等におけるプ

プロジェクト資金を無償で提供する国際的な資金メカニズムです。

さらに、平成20年1月のダボス会議で福田総理が表明された気候変動対策の多国間基金については、日本、アメリカ、イギリスを中心として、世界銀行等の国際開発金融機関(MDBs)や他の関心国とともに、その創設に向けた検討を進めています。

また、二国間の協力としては、地球環境の保全に資する案件について、円借款の供与条件を優遇しています。

参考指標 総5-4：地球環境問題への対応状況

G E F 対象分野別プロジェクト承認額
(1991年設立時から2005年までの累計額)

| | 生物多様性 | 気候変動 | 国際水域 | 複合分野 | オゾン | POPs | 土地劣化 | 合計 |
|-----------|-------|------|------|------|-----|------|------|------|
| プロジェクト承認額 | 20.5 | 19.8 | 8.1 | 4.7 | 1.8 | 1.5 | 0.9 | 57.4 |
| 全体に占める割合 | 36% | 35% | 14% | 8% | 3% | 3% | 2% | 100% |

(出所) G E F "Annual Report 2005"

G E F 地域別プロジェクト承認額
(1991年設立時から2005年までの累計額)

| | アジア | アフリカ | 中南米 | 東欧・中央アジア | 地球規模 | 複合地域 | 合計 |
|-----------|------|------|------|----------|------|------|------|
| プロジェクト承認額 | 14.7 | 13.1 | 12.2 | 8.9 | 7.4 | 1.1 | 57.4 |
| 全体に占める割合 | 26% | 23% | 21% | 16% | 13% | 2% | 100% |

(出所) G E F "Annual Report 2005"

(5) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

平成19年世界全体の貿易額は、約13.3兆ドル(対前年比10.4%増)と6年連続で増加しました。

平成19年の我が国の貿易動向についてみると、

輸出

83兆9,314億円(対前年比11.5%増)と6年連続で増加しました。これは、地域別にはアジア、EUへの輸出が増加したこと、品目別には、自動車、鉄鋼などが増加したことによるものです。

輸入

73兆1,359億円(対前年比8.6%増)と5年連続で増加しました。これは、地域別にはアジア、中東からの輸入が増加したこと、品目別には、原粗油、通信機などが増加したことによるものです。

差引

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、10兆7,955億円(対前年比

36.6%増)と3年ぶりに増加しました。

参考指標 総5-5：世界全体の貿易額

(単位：10億米ドル)

| | 平成16年 | 17年 | 18年 | 19年 |
|--------------|-------|--------|--------|--------|
| 貿易額(輸出[FOB]) | 9,113 | 10,407 | 12,028 | 13,278 |

(出所) IMF International Financial Statistics 2008 March

(注1) 上記データは、平成19年以前のものも含め、平成19年データ算出時点の換算レートにより、米ドル換算して算出している。

(注2) より正確な表現にするため、指標名を19年度実施計画時のものから変更している。

参考指標 総5-6：輸出入額及び貿易バランス(対GDP比を含む)の推移(単位：億円、%)

| | 平成15年 | 16年 | 17年 | 18年 | 19年 | 対前年比 伸率 |
|----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------|
| 輸出額 (対GDP比) | 545,484 (11.0) | 611,700 (12.3) | 656,565 (13.1) | 752,462 (14.8) | 839,314 (16.2) | +11.5% |
| 輸入額 (対GDP比) | 443,620 (8.9) | 492,166 (9.9) | 569,494 (11.3) | 673,443 (13.1) | 731,359 (14.2) | +8.6% |
| 差引額 (対GDP比) | 101,863 (2.0) | 119,533 (2.4) | 87,071 (1.7) | 79,019 (1.6) | 107,955 (2.1) | +36.6% |

(出所) 財務省貿易統計、内閣府GDP統計

(注1) 輸出入額の対GDP比は、「輸出入額／名目GDP」で算出。

(注2) 平成19年の名目GDPは、第2次速報ベース。

(6) 関税負担率の推移とその国際比較

我が国の関税率については、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されているものもありますが、全体としては低い水準となっています。

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率(関税収入額の総輸入額に対する比率)があります。我が国の関税負担率は、ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税率の段階的引き下げ等により年々低下する傾向で推移してきており、平成18年度においては、1.4%となっています。

先進国との比較においても、参考指標：総5-7のとおり、我が国の関税負担率は低い水準となっており、世界各国においても、極めて低い水準となっています。

(注) ウルグアイ・ラウンド：GATT(関税及び貿易に関する一般協定)の下で、1986年から1994年にかけて行われた包括的な多角的貿易交渉をいいます。

参考指標 総5-7：関税負担率の推移とその国際比較

(単位：%)

| | 2001年度 (平成13) | 2002年度 (平成14) | 2003年度 (平成15) | 2004年度 (平成16) | 2005年度 (平成17) |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 日本 | 2.2 | 1.9 | 1.9 | 1.7 | 1.5 |
| 米国 | 1.7 | 1.8 | 1.7 | 1.7 | 1.6 |
| E U | 1.4 | 1.4 | 1.4 | 1.5 | 1.5 |
| カナダ | 0.9 | 0.9 | 0.9 | 0.8 | 0.9 |

| | | | | | |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| オーストラリア | 4.4 | 4.2 | 4.3 | 3.5 | 3.0 |
| 韓国 | 3.4 | 3.6 | 3.4 | 2.7 | 2.4 |

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度(但しEUは曆年)。

(注2) 関税負担率=関税収入額/総輸入額

(注3) 諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入には農産品に対する輸入課徴金を含む。

なお、EUの2004、2005年の数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年度における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。ただし、2005年はデータ未入手のポルトガルは除く。

(7) 地域貿易協定の年次別推移

WTOに通報された地域貿易協定の数は平成4年時点では25でしたが、平成19年時点では合計138に達するなど急速に増加しました。我が国が締結した日シンガポールEPAは平成14年に、日メキシコEPAは平成16年に、日マレーシアEPAは平成18年に、日チリEPAおよび日タイEPAは平成19年にそれぞれWTOに対して通報されています。

参考指標 総5-8：地域貿易協定の年次別推移

| | 平成4年 | 9年 | 14年 | 19年 |
|--------------|------|----|-----|-----|
| 地域貿易協定の数（累計） | 25 | 36 | 78 | 138 |

(出所) Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force (WTO)に基づき関税局調

(注) 件数はGATT/WTOへの通報件数(EU加盟国間に存在した協定を含まず)。ただし重複して通報されているサービス協定及び既存の貿易協定への加盟協定は除く。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

総合目標5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す

| | | |
|--------|-----|----|
| 引き続き推進 | 見直し | 廃止 |
|--------|-----|----|

施 策 総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

| | | |
|--------|-----|----|
| 引き続き推進 | 見直し | 廃止 |
|--------|-----|----|

施 策 総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

| | | |
|--------|-----|----|
| 引き続き推進 | 見直し | 廃止 |
|--------|-----|----|

(2) 企画立案に向けた提言

世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、サミット、G7等の国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済、国際金融機関の改革、開発・貧困削減、気候変動やテロ資金対策等の諸問題への取

組を行います。特に平成20年は、我が国は、G7及びサミット財務大臣会合の議長国として、サブプライムローン問題をはじめとする世界経済、途上国の開発・貧困削減や気候変動を主要なテーマに、G7及びサミット財務大臣会合の成功に向けて全力で取り組みます。また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が高まるよう取り組みます。

世界経済については、持続的な成長を支援し、世界経済を巡るリスク要因に適切に対処するため、G7各国等と、世界経済や国際金融市场の動向について議論します。

国際金融システムの安定に向けた制度強化については、平成20年3月にIMF理事会で合意されたクオータ改革を確実なものとするとともに、サーベイランスの強化、新興市場国向けの危機予防の枠組み整備や歳出歳入構造の見直し等、国際金融機関の改革の具体化に向けた議論に積極的に参画します。

開発・貧困削減については、アフリカ等の途上国の民間部門主導の経済成長の達成に向けた取組、特に、途上国における投資促進のための環境整備、民間企業の育成、金融資本市場の整備に向けた支援の重要性を主張します。また、民間企業が重債務貧困国への債務を安価で買い取り、訴訟を通じて債権を回収する動きへの対策について積極的に議論します。

気候変動については、民間資金の動員や民間セクターの関与を強化するため、国際金融機関や民間金融機関が気候変動に果たす役割の重要性を主張します。また、気候変動対策のための多国間基金創設に向けて、関係者とさらに議論を進めます。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、CMI、ABMIといった取組の一層の強化・進展を図っていくとともに、地域金融協力の中長期的な問題の検討においても積極的に貢献します。APEC、ASEMなど様々な地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。また、日中韓の枠組みにおいては、アジア地域の枠組みを今後もリードしていくため、3か国の緊密な協力を進めていきます。テロ資金対策については、各國がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期の妥結に向けて、関税政策等を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き全力で取り組みます。

貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

EPAについては、WTOを中心とする多角的な自由貿易体制を補完し、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、「経済財政改革の基本方針2007」等に基づき、積極的に進めていきます。